

助成事業募集のお知らせ

令和2年度

公益財団法人未来の東北博覧会記念国際交流基金は、昭和62年に開催された「未来の東北博覧会」を記念して創設され、民間の国際交流団体などが行う国際交流・協力事業や多文化共生事業に対する助成を行っています。

現在、令和2年度に助成する事業を募集しておりますので、希望される場合は事務局までご連絡ください。

助成対象事業の実施期間	受付期間
4月1日から 6月30日までの間に開始する事業	1月1日 から 2月10日まで
7月1日から 9月30日までの間に開始する事業	4月1日 から 5月10日まで
10月1日から 12月31日までの間に開始する事業	7月1日 から 8月10日まで
1月1日から 3月31日までの間に開始する事業	10月1日 から 11月10日まで

申請に関するご相談は、申請受付期間中に限らず、いつでも受け付けておりますのでお気軽にご相談ください。

1 助成金の対象となる事業は？

次に掲げる基準に適合し、また、この助成金がなければ、著しく困難であると認められる事業です。

(1) 国際交流事業

① 海外派遣援助事業

県民を海外に派遣し、民間交流を通じて国際感覚の醸成をはかるための事業など

② 外国人等受入れ援助事業

海外からの人々を受け入れ、県民との交流を通じて宮城県を理解してもらうための事業など

③ 国際交流イベント援助事業

県内及び海外で実施する交流イベントで外国人と一般県民が広く参加し交流できる事業など

④ セミナー及びシンポジウム開催に対する援助事業

国際交流・国際理解等に関するセミナーやシンポジウムなどで、一般県民が参加し、普及、啓蒙を図る事業など

(2) 国際協力事業

① 国際協力事業に対する援助事業

宮城県内及び海外の開発途上地域で実施する国際協力に関する活動など

② セミナー及びシンポジウム開催に対する援助事業

国際協力に関するセミナーやシンポジウムなどで、一般県民が参加し、普及、啓蒙を図る事業など

(3) 多文化共生推進事業

① 定住外国人との共生社会を構築するための援助事業

地域情報の多言語化に関する事業や日本語教育及び日本での生活に関する研修など

② セミナー及びシンポジウム開催に対する援助事業

多文化共生推進等に関するセミナーやシンポジウムなどで、一般県民が参加し、普及、啓蒙を図る事業など

下記の事業は助成対象とならないのでご注意ください

- ・興業その他営利を目的とする事業
- ・寄付集めを目的とする事業
- ・特定の個人又は団体の利益にのみ寄与する事業
- ・政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ・他者が企画している事業に参加する事業
- ・事業実施団体の構成員等の学習・研修の域に止まる事業
- ・学会その他学術などの振興を主たる目的とする事業
- ・事業主体が、あきらかに地方自治体又は企業と認められる事業
- ・観光を中心とした事業
- ・その他、助成対象事業としてふさわしくない事業

2 助成金の対象者は？

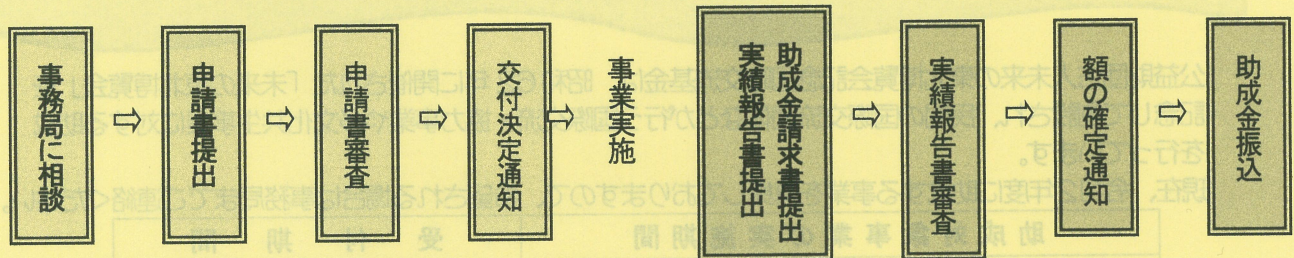
宮城県内に主たる事務所を有する非営利団体。なお、団体の構成員の半数以上が宮城県内に住所を有し、活動するもの。

3 助成の回数 は ?

同一年度の助成回数は、1事業者につき1回限りとします。また、同一事業主体が行う同一事業である場合に対する助成金の交付は、原則3回を限度とします。

4 助成金の申請の方法は ?

所定の様式に記入・押印し、添付書類を添えて受付期間内に当基金事務局まで提出してください。
一般的な流れは次のとおりです。(相談後に申請書をお渡ししております。)



5 助成額、補助率は ?

助成額は、助成対象経費〔別紙〕をもとに当基金の積算基準にしたがって算定します。

上限額は原則として100万円です。

また、助成額は、総事業費(渡航費を除く)の2分の1を限度とし、1万円単位として、1万円未満の端数は切り捨てます。

6 助成金の決定は ?

提出していただいた申請書の内容を、審査会で審査し、申請受付締切後おおむね1ヶ月以内に交付(不交付)決定通知書をお送りします。

7 報告書の提出は ?

原則として、事業完了後1ヶ月以内に実績報告書を提出していただきます。

8 助成金の請求・支払いは ?

助成額は、実績報告書の収支精算書(支出)に基づき精算しますので、支出の内容等を確認するため、領収書(原本・写し)等証拠書類の添付が必要となります。提出していただいた資料を元に審査して支給決定額を確定し、原則、交付申請者と同一名義の口座に振り込みます。

助成金は精算払いが原則ですが、事業の遂行上必要があると認められるときは、助成金額の確定前に交付決定額の10分7を限度として助成金を交付(概算払い)することができますのでご相談ください。

9 交付決定の取消

交付決定された事業は次のような場合には、決定を取り消します。また、すでに助成金を交付している場合は、期限を定めて助成金を返還していただきます。

- (1) 助成金の交付申請について虚偽があった場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなった場合
- (4) 助成金交付の条件に違反した場合
- (5) その他助成金に関する規定に違反した場合

10 助成を受けた旨の周知

助成の決定を受けた団体は、その決定を受けた事業を実施する際に、当基金の助成を受けている旨を、看板・ポスター・チラシ・報告書等に明記していただきます。

例)

この事業は、(公財)未来の東北博覧会記念国際交流基金の助成を受けています

11 その他

- ・当基金では、助成対象事業の概要や事業報告書を一般に公開することがあります。
- ・事業内容又は予算の状況により申請どおり交付決定されない場合があります。

【 お問い合わせ ・ お申込み先 】

公益財団法人 未来の東北博覧会記念国際交流基金

〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17宮城県仙台合同庁舎7階 ((公財)宮城県国際化協会内)

TEL 022-275-3796 / FAX 022-272-5063

E-mail: mail@mia-miyagi.jp